

工事名称 水成川団地公営住宅 2 号棟解体工事

工事場所 南九州市颯娃町別府 地内

【閲覧用】

(工事価格)

令和 8 年度

鹿児島県南九州市

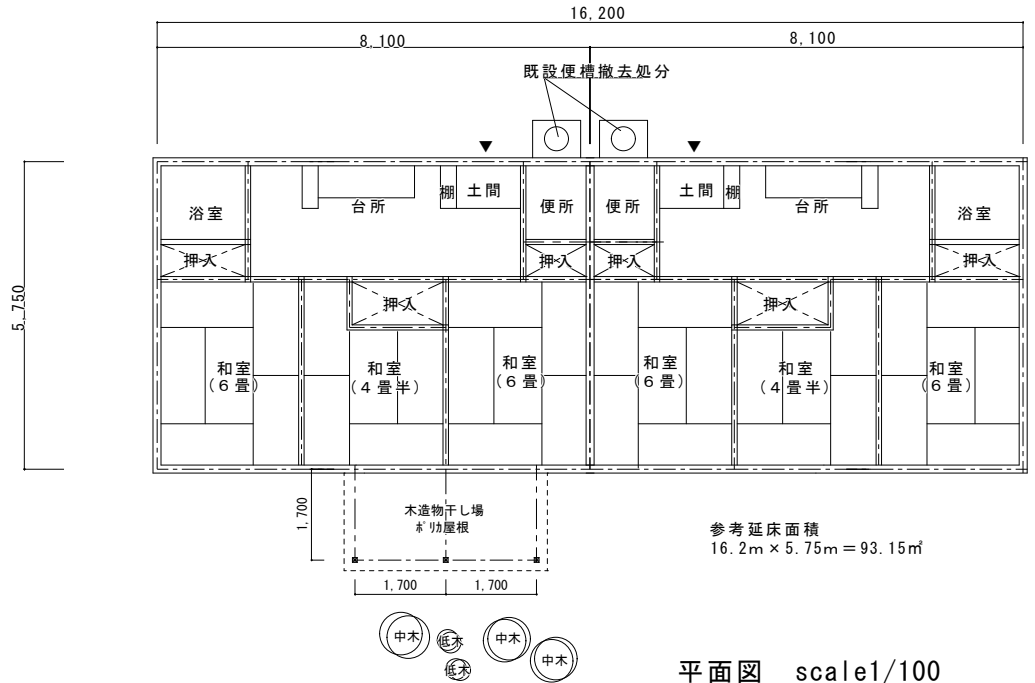
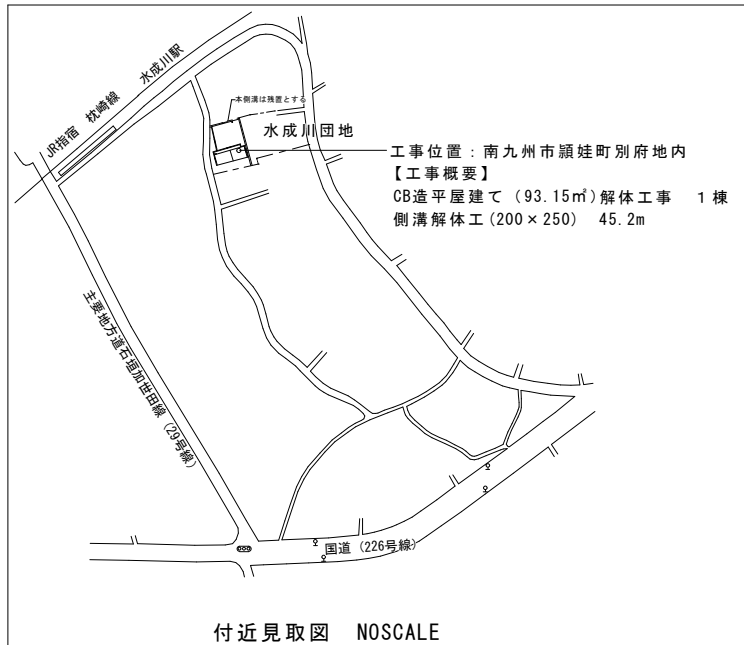
工事期間：令和 8 年 8 月 21 日迄

工事概要：CB平屋建て（延床面積93.15㎡）解体 1 棟

共通費積算基準：令和 7 年 3 月 19 日改定版（専門工事業者からの見積りを参考に計上）

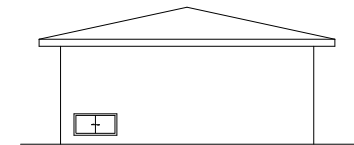
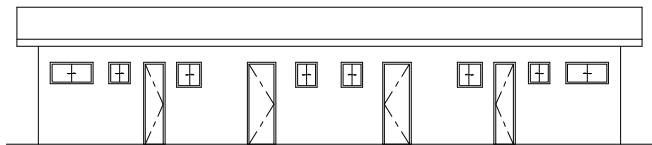
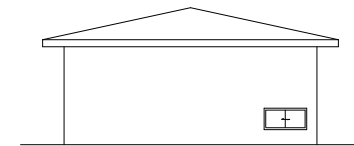
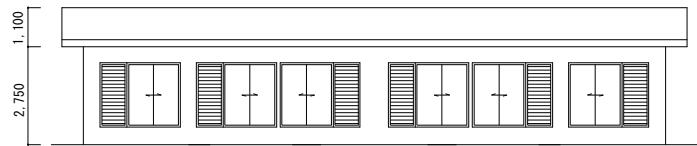
※案件に係る質問は、かごしま縣市町村電子入札システムにより行うこと

水成川公営住宅 2号棟		とりこわし				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンクリート取り壊し (RC造) 地上部	圧碎機 標準	37.3	m ³			B1-000022 No. 4 独自
コンクリート取り壊し (RC造) 地下部	圧碎機 標準	13.9	m ³			B1-000023 No. 4 独自
コンクリート取り壊し (RC造) 側溝部	圧碎機 標準 ※土間コン準用	2.5	m ³			B1-000024 No. 4 ※独自
内部造作解体		93.2	m ²			(見積り・刊行物等) 施工単価 P457P
上屋解体	共同住宅 手こわし・機械併用 屋根・小屋組み部分のみ	93.2	m ²			(見積り・刊行物等) 施工単価 P457P×0.5
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m ³ 木材類 DID区間無し 22.5km以下	8.6	m ³			B0-281121 No. 1 標準
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m ³ 無筋コンクリート類 DID区間無し 15.5km以下	51.2	m ³			B0-281121 No. 1 標準
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m ³ 混合廃棄物 DID区間無し 22.5km以下	1.8	m ³			B0-281121 No. 1 ※標準
撤去材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.8m ³ 廃プラスチック類 DID区間無し 22.5km以下	1.8	m ³			B0-281121 No. 1 ※標準
処分費	木材類	4.7	t			(見積り・刊行物等) 産業廃棄物受入料金表
処分費	有筋コンクリート類	51.2	m ³			(見積り・刊行物等) 産業廃棄物受入料金表
処分費	混合廃棄物	5.4	m ³			(見積り・刊行物等) 見積 法定福利費含む
処分費	廃プラスチック類	1.8	m ³			(見積り・刊行物等) 産業廃棄物受入料金表
植栽撤去費	運搬処分費含む	1	式			(見積り・刊行物等) 見積 法定福利費含む
埋戻し及び整地	再生クッション	10	m ³			B0-133421 No. 1 ※標準
室内残置物撤去	運搬処分費含む	2	台			(見積り・刊行物等) 見積 法定福利費含む
アスベスト含有判定試験費	アスベスト分析(定性)	2	検体			B1-000074 No. 1 ※書換
計						



○工事概要

- ・本工事は水成川団地公営住宅2号棟を解体するものである。
- ・着手前に監督職員と現地協議を実施し、解体範囲及び解体後の整地についての確認を実施すること。
- ・本建物はアスベスト分析調査を実施しており、外壁・上裏についてはアスベストは含有していない。また未調査の建材についても必要に応じて分析調査を実施すること。
- ・外部については、物干し場・植栽・側溝については解体すること。
- ・内部の残材などの撤去処分は本工事に含むものとする。
- ・詳細については図面のとおりとし、不明点は監督員と協議のうえ決定する。



南 九 州 市 役 所

鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 都市政策課 Tel. 0993-83-2511 Fax. 0993-83-1955

縮尺 A3 : 1/100 1/150

設計年月日 R8. 4

工事名称 水成川団地公営住宅2号棟解体工事

図面名称 付近見取図 平面図 立面図

解体工事等特記事項並びに説明事項

- 1 本工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書」及び「建築工事標準仕様書」（各最新版）を適用し、「建設業法」「建築基準法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「大気汚染防止法」「石綿障害予防規則」などの各法令を遵守すること。
- 2 閲覧書に添付してある金抜設計書は、参考資料として取り扱うこと。
- 3 設計図書の優先順位は下記のとおりとする。
 - ①閲覧書並びに改修工事特記事項並びに説明書
 - ②現場指示事項
 - ③設計図
 - ④標準仕様書
- 4 着工に先立ち、施工計画書、工程計画書などを作成し、速やかに監督職員の承認を得ること。
- 5 図面と仕様書との記載内容の相違、又は明記のない場合など疑義が生じた場合は監督職員、請負者双方協議の上決定する。
- 6 設計書に明記がなく施工上必要と思われること、又、現場の納まり、取合い等で工法を変更しようとする場合は監督職員と十分な協議の上決定し、請負者の負担にて施工すること。又、それに伴う工期の延長は行わない。
- 7 工事施工上必要な諸官公署への手続きは速やかに行い、要する費用は請負者負担とする。
- 8 工事中に汚染や損傷等のおそれのある材料や箇所は入念な養生を行い、又、危険物などを取り扱う場合は十分注意して施工し厳重に保管すること。
- 9 本工事の通行、運搬、工事施工にあつては、災害及び公害の防止に努め、施設利用者はもとより、地域住民の安全確保に万全を期すること。万一事故が生じた場合は請負者の負担にて良心的に責任を持って解決すること。
- 10 施設管理者への連絡を密にして工程管理はもとより、工事期間中の施設の管理運営がスムーズに行われるよう最善をつくすこと。
- 11 契約、支払方法については、指名通知のほか市契約規則、市会計規則による。
- 12 諸物価及び労務費などの市場変動があつても請負金額の変更はしない。
- 13 工事完了後の敷地については、整地及び清掃すること。
- 14 1 現場代理人の兼任を認める工事現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行

使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。ただし、本市における災害復旧工事については兼任できる工事の件数を制限しないこととし、(6)に規定している担当する工事現場の稼働日は可能な限り重複しないこととする。また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額が4,500万円未満であること※設計変更により、兼任する工事の請負代金が4,500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置)その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取れること。
- (3) 兼任する工事は、概ね1時間以内で移動できる範囲。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

2 手続き現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任(変更)申請書」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任(変更)通知書」により、発注者に通知すること。なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

- 15 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該ヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を施工計画書にて提出すること。
- 16 本工事については「週休2日」工事とし、発注方式としては受注者希望方式(受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式)を基本とする。
- 17 本工事は、電子納品の対象とする。電子納品とは南九州市ホームページ掲載の「南九州市電子納品の手引き」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

- 18 電子納品の運用にあたっては「南九州市電子納品の手引き」に基づいておこなうものとする。